

京都府立綾部高等学校教育振興会会則 新旧対照表 (案)

| 旧 | 新 |
|--|---|
| 京都府立綾部高等学校教育振興会会則 | 京都府立綾部高等学校教育振興会会則 |
| 第1条 本会は、京都府立綾部高等学校(以下綾部高等学校と称す)教育振興会と称し、事務所を綾部高等学校内に置く。 | 第1条 本会は、京都府立綾部高等学校(以下綾部高等学校と称す)教育振興会と称し、事務所を綾部高等学校内に置く。 |
| 第2条 本会は、綾部高等学校生徒の教育活動を振興するために必要な援助を行うことを目的とする。 | 第2条 本会は、綾部高等学校 <u>全日制</u> 生徒の教育活動を振興するために必要な援助を行うことを目的とする。 |
| 第3条 本会は、綾部高等学校生徒の保護者及び本会の趣旨に賛同するもので組織する。 | 第3条 本会は、綾部高等学校 <u>全日制</u> 生徒の保護者及び本会の趣旨に賛同するもので組織する。 |
| 第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を行なう。 イ. 綾部高等学校生徒の教育活動に必要な経費の援助 ロ. 資金造成に必要な事業 ハ. その他本会の目的達成に必要な事業 | 第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を行なう。 <u>(1)</u> 綾部高等学校生徒の教育活動に必要な経費の援助 <u>(2)</u> 資金造成に必要な事業 <u>(3)</u> その他、 <u>本会の目的達成に必要な事業</u> |
| 第5条 本会に次の役員、理事、委員、顧問を置く。 イ. 役員 会長1名 副会長1名 書記2名 会計1名 会計監査3名 ロ. 理事 若干名 ハ. 委員 若干名 ニ. 顧問 若干名 | 第5条 本会に次の役員_____を置く。 <u>(1)</u> <u>本部</u> 役員 会長、副会長、 <u>庶務</u> 、会計、会計監査 <u>(2)</u> 理 事 _____ <u>(3)</u> 委 員 _____ <u>(4)</u> 顧 問 <u>校長、副校長、事務長</u> |
| 第6条 役員は、綾部高等学校PTAの役員を、理事は同企画委員を、委員は同地区委員を、顧問は校内関係教員をもって充てる。 | 第6条 役員は、綾部高等学校PTAの役員を <u>もって充てる。ただし、</u> 理事は同企画委員を、委員は同 <u>学級委員</u> を_____もって充てる。 |
| 第7条 役員等の任務は次による。 イ. 会 長 本会を代表し会務を統括する。 ロ. 副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。 ハ. 書 記 事務を司る。 ニ. 会 計 会計事務を行う。 ホ. 会計監査 会計を補佐し、その結果を報告する。 ヘ. 理 事 企画立案を行い、必要により部を構成し議決事項を執行する。 ト. 委 員 委員会を構成し、本会の推進力なる。 | 第7条 役員等の任務は次による。 <u>(1)</u> 会 長 本会を代表し会務を統括する。 <u>(2)</u> 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故があるときは代行する。 <u>(3)</u> <u>庶 務</u> <u>会長・副会長の補佐をする。</u> <u>(4)</u> 会 計 会計事務を行う。 <u>(5)</u> 会計監査 会計を <u>監査し、総会において監査状況</u> を報告する。 <u>(6)</u> 理 事 企画立案を行い、必要により部を構成し議決事項を執行する。 <u>(7)</u> 委 員 委員会を構成し、本会の推進力 <u>と</u> なる。 |

チ. 顧問 会長の諮問に応え、本会の目的達成に協力するものとする。

第8条 本会に次の機関をおく。

イ. 総会 本会最高の決議機関で、会員全員で構成し、年1回以上開催し、予算・決算・会費のその他特に重要な事項を審議し、決定する。

ロ. 委員会 総会につぐ決議機関で、役員・理事・委員で構成し、必要の都度開催し重要事項を審議し決定する。

ハ. 理事会 役員および理事で構成し、本会の運営並びに軽易に事項を審議するほか、総会、委員会の決議事項を処理する。

ニ. 役員会 会計監査を除く役員で構成し、緊急事項を処理する。

第9条 総会は構成員の5分の1以上、そのたの会議は2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

第10条 総会および委員会の議長は、役員外より選出するものとする。

第11条 本会の経費は、会費、入会金その他の収入による。

第12条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 この会則は昭和50年4月1日より施行する。

附 則 京都府立綾部高等学校文化振興会、京都府立綾部高等学校体育振興会は廃止し、それぞれの会計の決算額は本会に引き継がれる。

昭和58年5月7日改正

(8) 顧問 会長の諮問に応え、本会の目的達成に協力するものとする。

第8条 本会に次の機関をおく。

(1) 総会 本会最高の決議機関で、会員全員で構成し、年1回以上開催し、予算・決算・会費及びその他特に重要な事項を審議し、決定する。

(2) 委員会 総会につぐ決議機関で、本部役員・理事・委員で構成し、必要の都度開催し重要事項を審議し決定する。

(3) 理事会 本部役員および理事で構成し、本会の運営並びに軽易に事項を審議するほか、総会、委員委員会の決議事項を処理する。

(4) 役員会 会計監査を除く役員で構成し、緊急事項を処理する。

第9条 総会は構成員の5分の1以上、その他の会議は2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

第10条 総会および委員会の議長は、役員外より選出するものとする。

第11条 本会の経費は、会費、入会金その他の収入による。

第12条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 この会則は昭和50年4月1日より施行する。

附 則

1 京都府立綾部高等学校文化振興会、京都府立綾部高等学校体育振興会は廃止し、それぞれの会計の決算額は本会に引き継がれる。

2 昭和58年5月7日 改正

3 平成30年5月28日 改正